

理 由 書

【健康医療福祉拠点地区】

1. 当該都市計画の都市の将来像における位置づけ

第3次豊明市都市計画マスタープラン（豊明市：平成29年3月策定）において、本市の都市将来像は、「市民のしあわせを支え続け、未来に向かって活気と活力を生み出す都市」（P.49 第2章1 参照）とし、本市の将来都市像の実現に向け、都市づくりの目標の一つを「目標② 拠点の利便性を高め、多様な移動手段を確保する」（P.50 第2章2 参照）と掲げています。

都市づくりの目標を達成するため、めざすべき都市の姿として、将来都市構造を示しています（P.56 第2章3 参照）。その中で、当該地区は、周辺都市からも多くの人が訪れる高次医療・教育機能に加え、公共交通（バス路線）の結節点としての機能も有する藤田医科大学周辺を健康医療福祉拠点として位置づけています（P.53 第2章3）。

また、本市の都市計画マスタープランと連携する豊明市地域強靱化計画では、災害に対する強靱化施策の推進方針の「医療リソースの供給体制の確立」及び「災害時における医療機能の確保・充実等」が定められています（豊明市地域強靱化計画 P.40 参照）。

2. 当該都市計画の必要性

（1）当該都市計画の必要性

市街化調整区域内の地区計画は、居住や産業など地域の状況やニーズなどを考慮し、地域の特性に応じた環境整備を進めることを目的とし、同時に、市街化を抑制すべき区域という市街化調整区域の基本理念のもと、市街化調整区域全体の秩序ある土地利用の誘導を図るために有効な都市計画です。

当該地区は、大学及びそれに附属する病院が広がっております。しかしながら、感染症対策や産学官連携による先端技術を活かした福祉・介護機能や健康増進機能等の導入、次世代型の健康まちづくりを先導的に実践する拠点の形成、災害時における医療リソースの供給体制の確立、医療機能の確保・充実等、さらなる機能強化が必要とされています。

そこで、当該地区において地区計画を定め、建築物等の規制誘導を積極的に推進するとともに、地区内や地区周辺の既存住宅地の住環境や自然環境の調和に配慮した健康医療福祉拠点の形成を図ります。

（２）当該都市計画による効果

当該地区は、民間事業者による開発が予定されています。地区整備計画に沿った開発が行われることで、既存住宅地の保全、医療の高度化に対応した施設の機能強化、健康医療福祉拠点の形成による医療技術の発展、産学官連携による福祉分野の機能拡充が図られ、災害時にもそれらの機能を維持し、都市復興に寄与する施設機能が整備されます。

３．当該都市計画の妥当性

（１）位置

当該地区は、名古屋市と豊明市にまたがる位置であり、次世代型の健康まちづくりの実践を目指す健康医療福祉拠点として位置しています。

（２）区域

当該地区の区域の境界は、藤田医科大学の所有地及び周辺の地区計画協力地の筆界や行政界となっており、明確な区域界です。

（３）規模

当該地区は、藤田医科大学病院の面積約 14.6ha とその周辺の地区計画協力地の面積約 4.3ha と既存住宅地の面積約 0.5ha の合計約 19.4ha を健康医療福祉拠点形成の必要範囲としており、規模は適切です。

（４）施設の配置等

当該地区は、健康医療福祉拠点の整備や既存住宅地の保全を適切に行うため、「防災拠点地区」、「健康医療福祉地区」、「居住地区」の３地区に細区分します。

また、地区施設として配置する施設は、開発許可基準などを満たすものとしています。

道路は、居住地区内の円滑な交通機能の確保のため配置します。緑地は、開発許可などに必要な緑地を確保するものとしています。

地区内及び周辺の環境へ配慮するとともに防災上の安全を確保することで、災害時においても機能するように緑地を適切に配置します。

以上から、位置、区域、規模、施設の配置等は妥当です。